





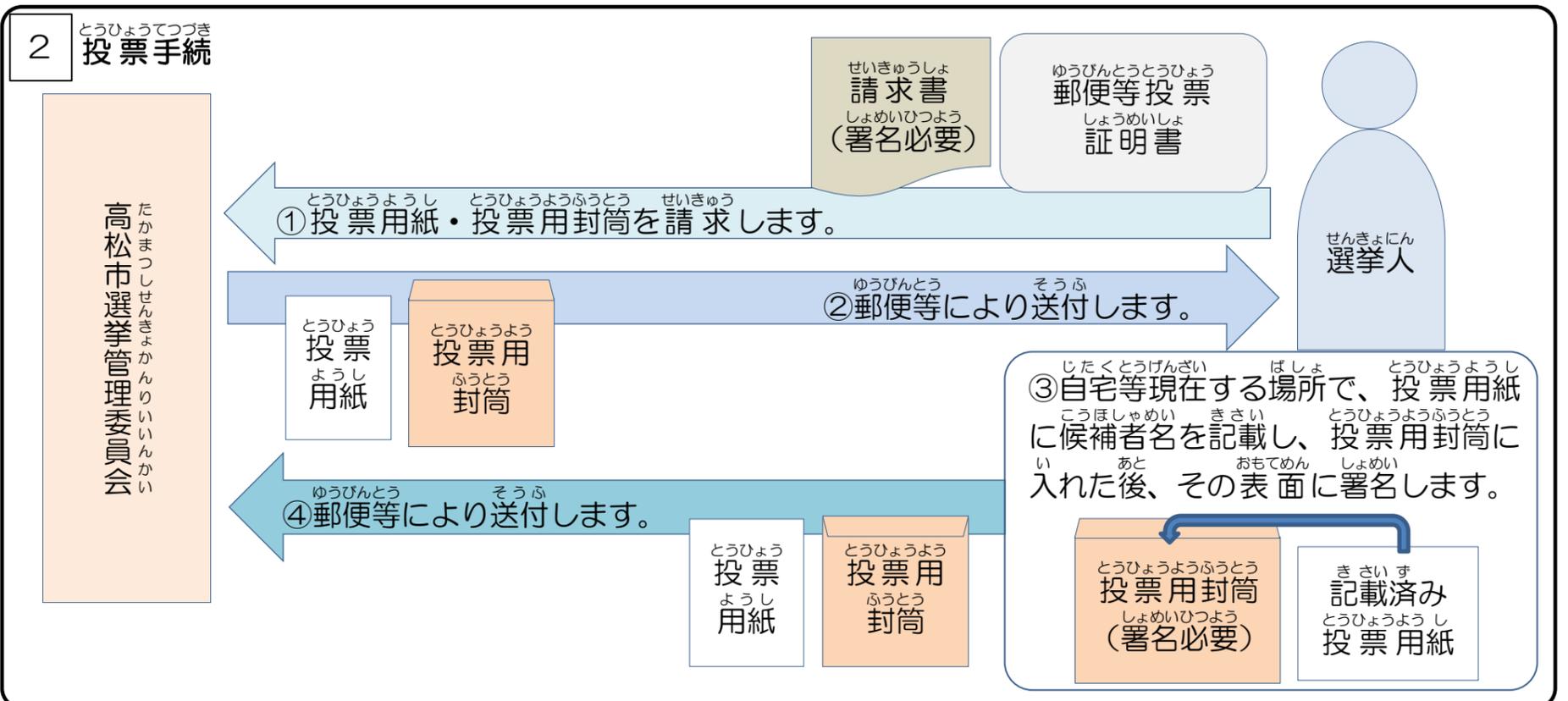
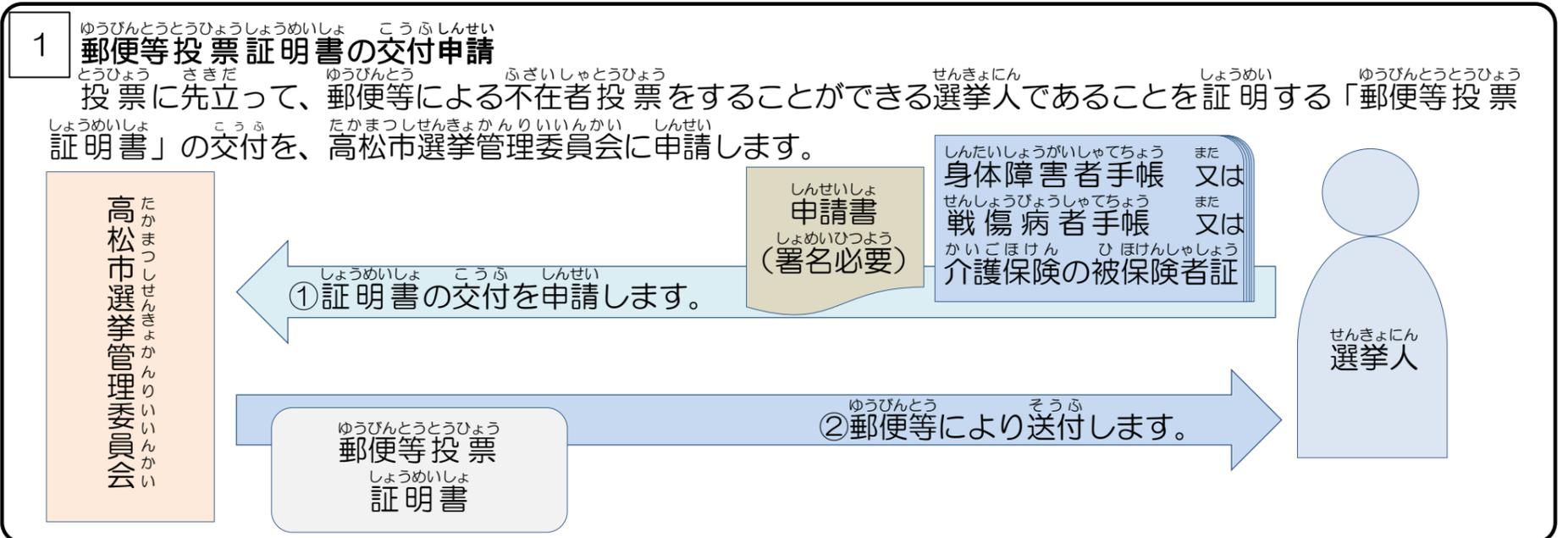
ゆうびんとう ふざいしゃとうひょう しんたいしょうがいしゃてちょう せんしょうびょうしゃてちょう も せんきょにん つぎ しょう  
郵便等による不在者投票は、身体障害者手帳か戦傷病者手帳をお持ちの選挙人で、次のような障がいのある方  
まるじるし がいとうしゃ また かいごほけん ひほけんしゃしょう ようかいごしょうたいくぶん ようかいご かた みと  
(○印の該当者) 又は、介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の方に認められています。

身体障害者手帳	障がい名	障がいの程度			介護保険の被保険者証	要介護 状態区分
		1級	2級	3級		
	両下肢、体幹、移動機能の障がい	○	○	×	要介護5	
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい	○	—	○		
	免疫、肝臓の障がい	○	○	○		

戦傷病者手帳	障がい名	障がいの程度			
		特別項症	第1項症	第2項症	第3項症
	両下肢、体幹の障がい	○	○	○	×
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がい	○	○	○	○

ゆうびんとう ふざいしゃとうひょう てつづき  
郵便等による不在者投票の手續

ゆうびんとう ふざいしゃとうひょう てつづき つぎ  
郵便等による不在者投票の手續は次のとおりです。なお、「郵便等投票証明書」は、投票の際に必要となります  
ので、忘れずに申請するようにしましょう。



ゆうびんとうとうひょうしょうめいしょ ゆうこうきかん  
郵便等投票証明書の有効期間

ようかいごしや ゆうびんとうとうひょうしょうめいしょ  
要介護者の郵便等投票証明書

こうふ ひ かいごほけん ひほけんしゃしょう しる ようかいご にんてい ゆうこうきかん まつじつ  
交付の日から介護保険の被保険者証に記載されている要介護5の認定の有効期間の末日まで

ようかいごしや いがい ゆうびんとうとうひょうしょうめい  
要介護者以外の郵便等投票証明

こうふ ひ ねんかん  
交付の日から7年間

ばっそく  
罰則

だいいりきさいにん せんきょにん しじ こうほしゃめい きさい どう ばあい ねんい か きんこまだ まんえんい か ばっきん  
代理記載人が選挙人の指示する候補者名を記載しなかった等の場合には、2年以下の禁錮又は30万円以下の罰金に  
処せられます。

と あ さき  
お問い合わせ先

たかまつしせんきょかんりいいんかい  
高松市選挙管理委員会

TEL : 087-839-2644

FAX : 087-839-2643

